

《かさしん事業者用キャッシュカード規定》

1. (この規定の取引に係る契約の成立)

当組合は、お客様からこの規定の取引に係る、当組合所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、この規定の取引に係る契約が成立するものとします。

2. (カードの利用)

かさしん事業者用キャッシュカード（以下「カード」といいます）は、当組合の現金自動支払機、または現金自動預入支払機（以下「自動機」といいます）を使用して次の場合に利用することができます。

- (1) 普通預金（利息を付さない旨の約定のある普通預金（無利息型普通預金）を含みます。以下同じです。）の払戻し、預け入れ。
- (2) 現金または普通預金を払戻し、同時に代わり金をあらかじめご指定いただいた当組合本支店、または当組合以外の金融機関の本支店にあるお受取人の当座預金、または普通預金口座へ振込入金することができます。この場合、利用できる自動機は画面上に「お振込」のご案内表示があるものに限られます。なお振込の利用時間は、当組合が定めた取扱時間内とします。

3. (払戻し)

- (1) 自動機を使用して払戻すときは、自動機にカードを挿入し、届出の暗証番号と払戻金額をボタンにより操作して下さい。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。また「通帳記入」の表示のある自動機については通帳を同時に挿入することにより、通帳記入も合わせて行ないます。
- (2) 自動機による払戻しは、自動機の機種により千円単位、または1円単位とし、1回および1日あたりの払戻金額は当組合が定めた範囲内とします。

4. (預け入れ)

- (1) 自動機を使用して預け入れるときは、自動機にカードまたは通帳と現金を挿入して下さい。自動機が現金を確認したうえで受入れの処理をします。なお通帳による預け入れは「通帳記入」のご案内表示があるものに限られます。
- (2) 自動機による預け入れは、自動機の機種により千円単位、または1円単位とし、1回の預入枚数は当組合が定めた範囲内とします。
- (3) カードでの預け入れの際のご利用明細は表面記載のページ順に「自動機専用通帳」に綴込み保管して下さい。

5. (振込)

- (1) 自動機を使用して振込をするときは、自動機にカードを挿入し届出の暗証番号、振込金額、振込先を画面上で操作して下さい。
挿入されたカードの口座より指定された金額を自動的に払戻し、お振込先口座へ振込入金します。この場合、払戻口座の通帳および払戻請求書、また振込依頼書の提出は必要ありません。
なお、時間帯により操作途中で画面上に「振込予約のご案内」が表示された場合、お振込先口座への入金、ご案内画面上に表示している日付となります。
- (2) 自動機による1回および1日あたりの振込金額は当組合の定めた範囲内の任意の金額とします。
- (3) 自動機の案内手順に従って操作し、振込先の「確認」を押されたあとは取消しはできません。

6. (手数料)

- (1) 自動機を利用して振込をするときは、電信扱いで処理し、別にお知らせした当組合所定の振込手数料を支払っていただきます。
- (2) 振込金額と振込手数料金額との合計額が払戻すことのできる預金金額をこえるときは振込できません。

7. (自動機の故障等)

停電、故障等の場合、お取扱いを一時停止することがあります。

8. (カードによる払戻、預入金額等の通帳記入)

自動機により払戻した金額、手数料金額、または預入金額の通帳記入は通帳を当組合の自動機、または当組合の窓口に通帳を提出されたときに記入します。なお自動機による口座振込の場合は、振込金額と振込手数料金額は合計額をもって通帳に記入します。

9. (カード・暗証の管理等)

- (1) 当組合は、自動機の操作の際に使用されたカードが、当組合が本人（代表者または事業主。以下同じです。）に交付したカードであること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを当組合所定の方法により確認のうえ預金払戻しを行ないます。
- (2) カードは他人に使用されないよう保管して下さい。暗証番号は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理して下さい。カードが偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当組合に通知して下さい。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。
- (3) カードの盗難にあった場合には、当組合所定の届出書を当組合に提出して下さい。

10. (偽造カード等による払戻し等)

偽造または変造カードによる払戻しについては、本人の故意による場合または当該払戻しについて当組合が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当組合が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。

この場合、本人は、当組合所定の書類を提出し、カードおよび暗証番号の管理状況、被害状況、警察への通

知状況等について当組合の調査に協力するものとします。

11. (盗難カードによる払戻し等)

- (1) カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当組合に対して当該払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① カードの盗難に気づいてからすみやかに、当組合への通知が行なわれていること
 - ② 当組合の調査に対し、本人より十分な説明が行なわれていること
 - ③ 当組合に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当組合は、当組合へ通知が行なわれた日の30日（ただし、当組合に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします）前の日以降になされた払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます）を補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行なわれたことについて、当組合が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当組合が証明した場合には、当組合は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前二項の規定は、第1項にかかる当組合への通知が、盗難が行なわれた日（当該盗難が行なわれた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行なわれた不正な預金払戻しが最初に行なわれた日）から、2年を経過する日以後に行なわれた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当組合が証明した場合には、当組合は補てん責任を負いません。
 - ① 当該払戻しが行なわれたことについて当組合が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - A 本人に重大な過失があることを当組合が証明した場合
 - B 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、家事使用人（家事全般を行なっている家政婦など）、事業所の社員等によって行なわれた場合
 - C 本人が、被害状況についての当組合に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行なった場合
 - ② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

12. (カードの紛失、届出事項の変更等)

- (1) カードを失ったとき、または社名（団体名）、代表者名、その他の届出事項に変更があったときは、直ちに代表者から書面によって口座開設店に届出下さい。
- (2) カードを失った場合のカードの再発行は、当組合所定の手続きをしたあとに行います。

13. (解約、カードの利用停止等)

- (1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用をやめる場合には、カードを当店に返却して下さい。なお、当組合普通預金規定により預金口座が解約された場合にも同様に返却して下さい。
- (2) カードの改ざん、不正使用など当組合がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をおこわりすることがあります。この場合、当組合からの請求があり次第直ちにカードを当店に返却して下さい。
- (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当組合の窓口において当組合所定の本人確認書類の提示を受け、当組合が本人であることを確認できたときに停止を解除します。
 - ① 第14条に定める規定に違反した場合
 - ② 預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当組合が別途表示する一定の期間が経過した場合
 - ③ カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当組合が判断した場合

14. (譲渡、買入れ等の禁止)

カードは譲渡、買入れまたは貸与することはできません。

15. (自動機への誤入力等)

自動機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当組合は責任を負いません。なお、提携先の自動機を使用した場合の提携先の責任についても同様とします。

16. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、普通預金規定、および無利息型普通預金規定により取扱います。

17. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、インターネット又はその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以上